

第11回特別弔慰金を支給

問 福祉課 厚生福祉係

☎ 773・6667

支給対象者で、第11回特別弔慰金をまだ申請していない人は、申請してください。

※令和2年4月1日以降にすでに申請済みの場合は、申請不要

支給対象者（すべてに該当）

- ・ 戦没者の死亡当時の遺族
- ・ 令和2年4月1日現在で公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない
- ・ 次の順位による遺族1人

1. 弔慰金の受給権者

2. 戦没者の子ども

3. 戦没者の①父母、②孫

③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たすかどうかで順番が変わります）

4. 1～3以外の三親等内の親族（戦没者の死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた人）

支給内容 額面25万円の5年償還の記名国債

請求期間

令和5年3月31日まで

申請窓口 福祉課、大和・塩沢市民センター

6月は「歯と口の健康週間」感染予防のためにお口の健康管理をしましょう

問 保健課

☎ 773・6811

口の中の細菌が出すタンパク分解酵素が、インフルエンザウイルスなどの感染を促進します。特に歯周病菌は強いタンパク分解酵素を持つといわれています。

マスク生活で、会話の減少や口呼吸による口の中の乾燥などで、むし歯になるリスクも増加しています。

口内衛生が乱れると、腸内細菌のバランスがくずれ、全身の免疫力が低下する危険性が高まることわかってきています。

お口の健康管理に、セルフケアと歯科医療機関での治療などに取り組みましょう。

（引用：日本歯科医師会）



日本脳炎予防接種

問 保健課

☎ 773・6811

日本脳炎の予防接種は、平成17～21年度に積極的勧奨の差し控えがありました。新たなワクチンが開発され、従前と同様に接種できます。

平成13～18年度に生まれた人は、平成17～21年度に日本脳炎の予防接種を受けていないことがあります。母子健康手帳などを確認し、下表に沿って、接種を受けてください。平成13年6月2日～平成19年4月1日生まれの人、20歳の誕生日の前日まで、日本脳炎の定期予防接種を受けることができます。

ただし、令和3年度中は日本脳炎ワクチンの供給が不足します。供給不足の間は、1期1回目と2回目、接種年齢の上限が近づいている人の接種が優先されます。ご了承ください。

※予診票の再発行が必要な人は、母子健康手帳を用意して、保健課、子育て支援課、大和・塩沢市民センターにおこしください

● 1期接種（合計3回）

生年月日	1期の標準的な接種
平成19年4月2日以降	3歳時に2回（6日以上の間隔をあける）、その後おおむね1年をおいて（4歳時）1回 ※3回目は、2回目から6か月を経過していれば接種可。7歳半が接種期限です。期限内に、不足回数を接種しましょう。平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、1期に限り特例で9歳以上13歳未満でも接種可
平成13年6月2日～平成19年4月1日	未接種の人は、不足回数を接種しましょう。 ※郵送した接種券をご利用ください。20歳以上になると、全額自費となります

● 2期接種（1回）

生年月日	2期の標準的な接種
	1期（全3回の接種）終了後、9歳から10歳に達するまでに1回接種する
平成19年4月2日以降	9歳のときに1回。9歳の誕生日前月に接種券を郵送します。（令和3年度9歳になる人には、令和4年度に接種券を郵送します）
平成13年6月2日～平成19年4月1日	1期が未完了の人は、2期は接種できません。 1期が完了した人は、2期の接種についてご相談ください。
平成13年6月2日～平成19年4月1日	1期が完了したら、2期を接種しましょう。郵送した接種券をご使用ください。 ※20歳以上になると、全額自費となります

※合併前の旧町の予診票も使用できますが、接種券のないものは使用できません。市役所窓口で再発行を受けてください。この表にない場合でも、医療機関において任意（全額自費）で接種可